

県民総参加！ひなたプロモーション事業に関する業務委託仕様書

1 委託業務名

県民総参加！ひなたプロモーション事業

2 委託業務の目的

観光や食、スポーツ、特産品、歴史・文化、生活環境といった県内外に誇る本県の多様な魅力について、県民を中心に県内外から「宮崎の推し」を募って総選挙を行い、その結果を特設ホームページ等により情報発信することで、県民に本県の魅力を再確認してもらうとともに、得られた結果のうちから紹介動画を作成し、配信することにより、本県の認知度及び魅力度を向上させることを目的とする。

また、「日本のひなた宮崎県」のロゴや本県の代表的な観光地等の魅力を紹介する動画を多言語（日本語、英語、中国語、韓国語）で作成し、配信することにより、国内のみならず国外へ本県の魅力を発信することを目的とする。

3 委託業務の内容

(1) 県民総選挙の周知・広報

総選挙への積極的な参加を促し、県民一丸となって当該総選挙を盛り上げるため、SNSその他の広報媒体を活用して、周知・広報を実施すること。

※ 投票目標数は1万票以上とする。

(2) 県民総選挙の実施

① 投票方法

投票は、以下の方法により行うこと。

- ア 専用応募サイト構築による応募フォームからの投票
- イ 専用の応募用紙を作成し、郵送、FAX又は持参による投票
- ウ 電子メールによる投票

なお、専用応募サイトについては、パソコン及びスマートフォンのどちらにも対応できる仕様とすること。

また、投票チラシのデータを作成し、投票チラシと応募用紙を合わせて両面1枚でコピーしたものを5,000部以上作成すること。

投票数を増やすため、抽選で選ばれた投票者に県産品を送付することを想定している。

※ 県産品の送付規模については、3,000円分（送料込み）を300名に送付することとする。

(3) 投票の受付事務

投票の受付（サイト、郵送、電子メール等）を行うこと。

(4) 投票結果の集計・整理

投票結果の集計・整理を行うとともに、投票全体及び各部門別（「観光地」、「特産品」等）のランキングを作成すること。

(5) 投票結果の発信

投票結果については、特設ホームページ及びSNS等により発信を行うものとする。

特設ホームページについては、県が管理するひなたポータルサイト内に作成することとし、パソコン及びスマートフォンのどちらにも対応できる仕様とすること。

発信先は、拡散を期待し、アンケート回答者も対象とすることとし、アンケート回答者に拡散を行ってもらえるような工夫を行うこと。

(6) PR動画の制作・配信

①投票結果のPR動画

投票結果のうちから、県の認知度及び魅力度向上に資すると考えられるものを県と協議の上で10項目以上決定し、紹介動画（6分程度）を1本以上作成すること。なお、SNSで発信することができるよう、SNS用のPR動画（30秒程度）を作成し、配信すること。

②「日本のひなた宮崎県」のPR動画

「日本のひなた宮崎県」のロゴのコンセプトや本県の代表的な観光地及び県産品等の紹介動画（3分程度）を4か国語（日本語、英語、中国語、韓国語）でそれぞれ作成すること。また、SNSで発信することができるよう、SNS用のPR動画（30秒程度）を4か国語でそれぞれ作成すること。

③具体的な活用方法の提案

①及び②の動画について、県が今後PRを行っていく上で参考となるような具体的な活用方法を提案すること。

(7) その他、本業務の実施に伴い必要となる業務

4 本業務を実施する上で特に重視する視点

- ・ より多くの回答を得られることが見込めること。
- ・ 公平性・公正性を欠く組織票等を防止又は排除する工夫が盛り込まれていること。
- ・ 本業務を年度末までに必ず終えることが確実であること。

5 その他

- ・ 本業務を実施するに当たっては、新型コロナの感染防止対策に万全を期すこと。
- ・ 本業務で作成する広告物及びホームページ等については、「日本のひなた宮崎県」のロゴマーク及び「みやざき犬」のイラストを積極的に活用したものとすること。
- ・ 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。
- ・ 本業務を実施するにあたり収集した投票者の情報及び投票の内容をエクセル形式で一覧表化し、県へ提出すること。

- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・ 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。